

令和7年度 海外における伝統的工芸品テストマーケティング業務に係る仕様書

本仕様書は、一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会（以下、当協会）が、欧州・東アジアを中心とした伝統的工芸品のテストマーケティングを実施するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めたものである。

1. 業務の名称

海外における伝統的工芸品テストマーケティング業務

2. 前提条件

- (1) 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社を含め体制管理を徹底するとともに、必要に応じてタイムリーにコミュニケーションが図れる体制と仕組みを確保すること。
- (2) 都市の指定は原則求めないが、市場環境、消費者の特性、文化的関心度、購買力、今後の展開可能性等を総合的に判断し、テストマーケティングに適した都市を対象とすること。
- (3) 一社あたりの企画提案数に制限は設けないが、複数の提案を行う場合は、それぞれ企画書・見積書を分けて作成すること。
- (4) 次項における区分1～3においては、いずれも必ず採択されるものではなく、企画内容の妥当性を踏まえて出店の可否を検討する。

3. ターゲット国・地域の組み合わせによる計画

区分1) 欧州（ヨーロッパ）における出店計画（**重点エリア**）

- (1) 本区分では、AグループおよびBグループの双方から少なくとも1か国以上を選定し、合計2か国以上、最大で4か国以下にてポップアップショップを出店することを前提とする。いずれか一方のグループのみからの選択は不可とする。ただし、フランスについてはパリを対象外とする。
- (2) 1か国における出店は、最大2都市とする。
- (3) 本区分における出品商品は、日本から輸出したものを欧州内で転送することとし、2か国以上でポップアップショップを行った後、在庫を日本へ返送する。

グループ	国	出店数
A	フランス（パリは除く）	1か国以上2か国以下
	モナコ公国	
	イギリス	
	スペイン	
B	スイス	1か国以上2か国以下
	ベルギー	
	デンマーク	

提案例

- イギリス+スペイン+スイス+ベルギー 計4か国4都市
- モナコ+スイス 計2か国2都市
- フランス（ニース）+ モナコ + スイス 計3か国3都市
- フランス（カンヌ）+ フランス（リヨン）+ ベルギー 計2か国3都市
- × イギリス + フランス（ニース）計2か国2都市 / Aの規程国数は満たすが、Bは提案がないためNG
- × フランス（パリ）+ ベルギー 計2か国2都市 / A・Bの規程国数は満たすがパリは除外エリアのためNG

区分2－1）中国大陸（香港を含む）における出店計画（重点エリア）

- （1）本区分では都市の指定は必須としないが、当協会は内陸部の拠点として重慶に直営店を有しているため、重慶と立地的に差別化が可能な都市を対象とすることが望ましい。
- （2）ポップアップの実施については、1都市以上、2都市以下の範囲で提案を受け付ける。
- （3）本区分において2都市で出店する場合、出品商品は、日本から輸出したものを中国内で転送する。

区分2－2）東南アジアにおける出店計画

- （1）本区分では、中国大陸（区分2－1）と併せて企画が提出された場合のみ、市場調査を検討する。ただし、（区分2－2）は実施せず、（区分2－1）のみの実施となる場合がある。
- （2）本区分における候補地は、タイもしくはシンガポールのみとし、上限は1か国かつ1都市とする。
- （3）本区分における出品商品は、日本から輸出したものとし、（区分2－1）の間との転送は行わない。

区分3）中南米、中東、南アジアの有望国における出展計画

- （1）本区分では、中南米、中東、南アジアのうち、任意の国・都市をターゲットとして提案することも可能とし、上限は1か国かつ1都市とする。

4. 業務実施に係る準備

- （1）現地規制や物流条件等を勘案し、ターゲット国・地域での販路拡大の実現可能性を調査すること。
- （2）収集した情報を当協会に適宜共有すること。
- （3）出品商品の情報及びポップアップショップに掲示する出品商品の情報の翻訳を必要に応じて行うこと。
- （4）出品商品の特性の把握に努めること。

5. 事業紹介冊子の作成

伝統的工芸品に関する本事業の紹介および今後の海外販路拡大機運の醸成を目的として、本事業および日本の伝統的工芸品のPRに繋がる冊子についての提案も受け付ける。

作成内容	A5サイズ、12～16ページ程度、AライトスタッフGA-FS110kもしくは同等品
業務内容	企画、ライティング、編集、作成に必要な業務一式 工芸品画像データについては貸出可
インク色	カラー（4色刷り）
使用言語	日本語版／英語版
作成部数	日本語版150部／英語版50部
デザイン	紙面のデザイン・レイアウトの決定については、当協会と協議の上、最適なものになるまで調整を行うこと。
校正	当協会に提出し、当協会からの修正指示に従うものとする。（文字校正3回程度、色校正2回程度を想定）。
納入	業務完了報告までに、PDFおよびaiデータを併せて納入すること。なお本製作物に関する所有権は当協会が有する。

なお、本冊子に関する企画提案の提出は任意であり、提案があった場合でも必ずしも採用されるものではない。企画内容の妥当性を踏まえ、採否を検討する。

6. ポップアップショップ出店およびテストマーケティングの実施

ターゲット国・地域におけるポップアップショップの場を設定（会場の調整・手配を含む）し、ポップアップショップに対象商品を出品すること。

期間	1か所あたり1か月以上2か月以下。
商品数	個々の事情や出品商品の特性等を踏まえ、当協会との協議のもと決める。なお、取り扱うアイテムは、青山スクエアの展示商品より、当協会が選定する。
場所	十分な集客が見込まれる施設で実施すること。安定した人通りが期待できる場所に立地する路面店や、人気の商業施設かつ集客の見込める店舗位置を条件とする。
広報	必要に応じて、紙媒体や現地メディアへのプレスリリース、SNSへの記事投稿など、現地の方にリーチする取り組みを行うこと。
映像	当協会が制作するTEWAZA動画を、会期を通して上映すること（タブレット可）。
配布	青山スクエアおよび工芸品に関わるパンフレット等を配置し、配布を行うこと。
輸送	以下の業務の実施およびこれに係る経費負担は受託者が行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・受託者指定の国内倉庫からポップアップショップ出店場所までの展示商品の輸送 ・同区分内ポップアップショップ間の展示商品輸送 ・ポップアップショップ出店場所から受託者指定国内倉庫を経由し、当協会事務所（東京）までの展示商品の輸送 ・展示商品輸送に係る保険加入（オールリスク担保） ・通関手続き及び通関後の展示商品保管
販売	販売員等を配置し、展示商品の説明、販売を行うこと。
ヒアリング	顧客に対して十分なヒアリング調査を行い、件数と内容の充実を図ること。
商談	会期中および会期後に商談が発生した場合のフォローアップ支援を行うこと。

7. 実施報告

以下の内容を実施すること。

- (1) 当協会への定期的な状況の報告
- (2) ポップアップショップにおける最終実績報告およびヒアリング結果の提供（2月下旬まで）
- (3) 今後の海外市場調査における展開可能性の報告と提案
- (4) 今後の市場調査における改善策や、有効なツール・販促品等の提案

8. 成果物

- (1) 委託業務完了後は、本事業の具体的な成果等に関する業務完了報告書を、2026年3月10日までに当協会へ提出すること。
- (2) 業務完了報告書には、本事業の実施内容を記録した写真等を含むこと。
- (3) 業務完了報告書には、業種別出品商品の中長期的な販路開拓に係るアドバイスの内容を含むこと。

9. 留意事項

- (1) 本委託業務の実施による文章、画像、イラスト、その他一切の著作物について、所有権は委託者が有することとし、他の用途（例：広報物、PR施策での活用等）で使用する場合も無償で使用できるようにすること
- (2) 第三者が持つライセンス著作権関連の権利、知的財産権を侵害しないよう、受託者の責任において調整を行いながら実施すること。利用にあたっては著作権元の承認を得るとともに、権利料や使用料等諸経費が発生する場合は、受託者が負担すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、委託者と協議の上詳細を決定し、進捗状況を委託者に報告すること。また、スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、委託者の承認を得ること。
- (4) 本仕様書に明示なき事項または業務に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。
- (5) 業務の実施にあたって、仕様書の記載内容に限らずより良い施策がある場合には応募時に提案すること。
- (6) 本事業で生じた一切の訴訟については、受託者の責任において対応するものとする。

10. 当協会との連携

- (1) 事業の運営に際しては、当協会職員と連携すること。
- (2) 事業サポートとして、本事業の円滑かつ効果的な遂行のために必要な事務サポート、情報提供を当協会に対して行うこと。また、当協会からの各種問い合わせに関しては迅速に対応すること。

11. 契約等

- (1) 委託料の支払いについて
 - ① 委託金額は、業務完了報告書の提出を受け、検査合格後に精算払いとする。
 - ② 通貨は日本円とする。
- (2) 損害のために必要を生じた経費の負担について
 - ① 当該委託業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、当協会の責めに帰すべき理由により生じたものについては、当協会が負担するものとする。

12. スケジュール目安（参考）

日程	内容
8月下旬	委託先事業者決定後、打ち合わせ
9月上～中旬	商品選定
9月中～下旬	商品輸出
10月上旬～2月上旬	ポップアップショップ出店 現地消費者等に対する出品商品のアンケート実施
2月下旬	実施報告
3月上旬	事業完了報告書の提出